平成２２年（フ）第７２１号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目19番25号
債務者　中島　　靖
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７３９号
鹿児島県鹿児島市清水町４番20号
債務者　田中　宗弘
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７４７号
鹿児島県鹿児島市玉里町26―20　医療法人敬愛会玉里病院内、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市紫原６丁目34番15号　シュペリュールうちやま101号
債務者　川村　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８１８号
鹿児島県鹿児島市上之園町26番地13　松田ビル303号
債務者　羽生　峯子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８１９号
鹿児島県鹿児島市加治屋町６番５号　コーポ田中101号
債務者　福山　従道
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９０号
秋田県大館市道目木字屋布添71番地１
債務者　奈良　浩治
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第９２号
秋田県北秋田市脇神字平崎上岱145番地
債務者　永山　祐子（旧氏名村上フサ）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第９８号
秋田県大館市比内町片貝字伊勢堂東21番地128
債務者　奈良　　梓
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１４１号
群馬県桐生市広沢町６丁目952番地の６
債務者　木村周美子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１５１号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前２丁目20番地11ハイツみうら202号
債務者　齋藤　文子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１１９号
富山県高岡市内免５丁目２番２号
債務者　稲葉　直美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１７４号
富山県砺波市十年明32番地　雇用促進住宅１号棟403号室
債務者　岡本　　悦
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１７７号
富山県射水市中太閤山12丁目１番地　県営住宅58―401
債務者　月田ジョージ
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１８５号
富山県小矢部市田川3573番地、住民票上の住所富山県小矢部市綾子3724番地　メゾンアマデウス202号室
債務者　今村亜希子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１９３号
富山県射水市二口1068番地１　大門マンション102
債務者　山﨑　幸子（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１９６号
富山県高岡市横田町２丁目11番15―102号　ＦＤパレス横田南Ⅰ
債務者　吉田　篤司
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２０１号
富山県高岡市駅南５丁目10番26―1104号　サンライトイン高岡
債務者　重信　清美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
富山地方裁判所高岡支部